

岩手県告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古市和井内第1地割8の9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かんよう
- 3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。